

大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (R1.12.23閣議決定)
157	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略	内閣官房 総務省 法務省	大阪府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 徳島県 神戸市 関西広域連合	5【内閣官房】 (1)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び法務省)
158	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	厚生労働省	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 大阪市 堺市 神戸市 関西広域連合	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
161	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	内閣府 文部科学省 厚生労働省	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 大阪市 堺市 神戸市 関西広域連合	5【厚生労働省】 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
162	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	内閣府 厚生労働省	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 堺市 神戸市	5【厚生労働省】 (40)子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第13項)を実施するための施設(以下この事項において「病児保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 (関係府省:内閣府)
163	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	総務省	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 堺市 神戸市 関西広域連合	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付については、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付を可能とする。

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (R1.12.23閣議決定)
156	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	内閣府	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 堺市 神戸市 関西広域連合	<p>【関係府省における予算編成過程での検討を求める提案についての最終的な調整結果】 (R2.2.19公表)</p> <p>〔①地方創生推進交付金の採択対象に対する回答〕 地方公共団体による地方創生のための取組に対する主な財政支援としては、まず、地方公共団体が、地域の実情に応じて地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度から毎年度の地方財政計画において、「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上することで地方公共団体の一般財源を確保している。 これに加え、地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業であって、具体的な実施計画である地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援するものとして、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく法律補助として創設された。 こうした背景を踏まえ、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題の克服につなげるため、地方創生推進交付金については、特に対象分野の制限は設けていない。</p> <p>〔②地域再生計画作成の簡素化に対する回答〕 地域再生計画の作成については、平成29年度以降、地方創生推進交付金実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、重複する記載内容の省略を可能とする等の文章量を削減する取組を行ってきたところであり、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、地方創生推進交付金実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付することにより、一層の事務負担の軽減を図っている。 また、地域再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところである。</p> <p>〔③交付金使途の緩和に対する回答〕 地方創生推進交付金の交付対象経費の拡大・緩和については、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における地方公共団体からの意見も踏まえ、令和元年度の運用から、インターンシップ等の参加旅費について、移住につながるような公益性や政策効果等が確保されるものを支援対象とした。</p>